

令和8年度 バンビっこ西大宮保育園 重要事項説明書
保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

| | |
|-------------|--|
| 名 称 | 合同会社 リトルバンビ |
| 所 在 地 | さいたま市西区三橋 6 丁目 1067 番地3 |
| 電 話 番 号 | 048-788-2144 |
| 代 表 者 氏 名 | 山田幸夫 |
| 定款の目的に定めた事業 | 1 託児所及び保育所の経営 2 幼児教室及び学習塾の経営 3 学童保育所の経営 4 前各号に付帯関連する一切の事業 |

2 事業の概要

| | | |
|-------------|--|------------------|
| 事 業 の 種 別 | 小規模保育事業 A型 | |
| 施 設 の 名 称 | バンビっこ西大宮保育園 | |
| 施 設 の 所 在 地 | さいたま市西区三橋 6-1647-18 | |
| 連 絡 先 | TEL 048-708-2749 | FAX 048-871-9907 |
| 施 設 長 名 | 園長 角田 桂子 | |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする3歳未満児（入所時） | |
| 利 用 定 員 | 3号認定 0歳児3名 1歳児8名 2歳児8名 | |
| 開 設 年 月 日 | 令和3年 4月 1日 | |

3 施設・設備の概要

| | | | |
|-----------|----------------------------------|-----------------------|--|
| 敷地面積 | 314.03 m ² | | |
| 園舎 | 構造 | 木造 2階建て. | |
| | 延べ床面積 | 167.48 m ² | |
| 施設設備の数と面積 | 乳児室 | 1 室 | 13.0 m ² (有効面積 12.2 m ²) |
| | 保育室 | 1 室 | 48.02 m ² (有効面積 44.7 m ²) |
| | 調理室 | 1 室 | 8.3 m ² |
| | 幼児用トイレ | 1 個 | 8.3 m ² |
| | 事務室 | 1 室 | 7.5 m ² |
| | 園長室 | 1 室 | 12.96 m ² |
| | 物置・休憩室 | 1 室 | 22.35 m ² |
| 設備の種類 | 冷暖房 | | |
| 屋外遊技場（園庭） | 屋外遊技場 35.0m ² (代替場所) | | |

4 事業の目的・運営方針

| | |
|------|---|
| 運営方針 | 四季それぞれの季節にしか出来ない遊びや行事を体験させ、保育士や友だちとの関わりの中で社会性を養うとともに、子どもの人権及び主体性を尊重する保育を心がけます |
|------|---|

5 職員体制

| 職 種 | 員 数 | 常 勤 | 非常勤 | 備 考 |
|---------|-----|------------|-----|-----|
| 施設長（園長） | 1名 | 1名(資格：保育士) | | |
| 保育士 | 7名 | 5名 | 2名 | |
| 栄養士 | 1名 | 0名 | 1名 | |
| 調理員 | 1名 | 0名 | 1名 | |
| 事務員 | 1名 | 1名 | 0名 | |

6 保育を提供する日

| | |
|-----|--------------------|
| 開所日 | 月曜日～土曜日 |
| 休所日 | 日曜日、祝日、12月29日～1月3日 |

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

| | |
|----------|--------------------|
| 月曜日から金曜日 | 午前7時30分から午後7時30分まで |
| 土曜日 | 午前7時30分から午後6時30分まで |

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間 | 午前7時30分から午後6時30分まで（11時間） |
| 土曜日の保育時間 | 午前7時30分から午後6時30分まで（11時間） |
| 月曜日から金曜日の延長保育時間 | 夕：午後6時30分から午後7時30分まで 土曜日は時間外保育なし |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

| | |
|--------------------|---|
| 月曜日から金曜日の保育時間（8時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 土曜日の保育時間（8時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 月曜日から金曜日の延長保育時間 | 朝：午前7時30分～午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時30分まで |
| 土曜日の延長保育時間 | 朝：午前7時30分～午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時30分まで |

(4) 利用の開始に関する事項

本園への入園資格は、西区長が保育を必要と認めた場合です。

(5) 利用の終了に関する事項

児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった場合には保育の提供を終了します。

8 利用料金

| | | |
|------------|--------------------|---------|
| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料 | |
| 時間外保育料 | 30分あたり 400円 | |
| | 園バスの利用者（朝夕両方） | 6000円/月 |
| | （朝夕どちらか一方） | 3000円/月 |
| | （行事の場合のみ利用） | 300円 1回 |
| その他の料金 | 教材及び行事協力費 | 実費 |
| | 補食（18時以降の延長の場合） | 200円/回 |
| | 月極の延長の場合 | 3000円/月 |
| | 使用済みオムツの処分にかかる費用 | 300円/月 |

9 支払い方法

保育料は銀行振替・雑費は園への現金払い

10 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び園が策定する全体の計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します

（毎日の保育の流れ）

| 時間 | 保育の内容 |
|--------|------------------------------|
| 7時30分 | 開園・保育標準時間開始 |
| | 順次登園 |
| 8時30分 | 保育短時間開始 |
| | 順次登園 |
| 9時00分 | 朝の会 |
| 9時45分 | おやつ |
| 10時00分 | 主活動 |
| 11時00分 | 昼食（クラスによって前後します） |
| 12時30分 | 午睡（クラスによって前後します） |
| 14時30分 | 午睡明け： |
| 15時00分 | おやつ |
| 16時00分 | 順次降園 |
| 16時30分 | 保育短時間終了（園バス降園順次開始） |
| 18時30分 | 保育標準時間終了（延長保育がない場合は：閉園）・延長補食 |
| 19時30分 | 延長保育終了・閉園 |

主活動では園舎内と園庭及び近隣の公園（第2公園等）に散歩に行きます

（年間の保育計画）

| 保育計画のねらい | |
|-----------|--|
| 0歳児・ひよこ | 一人ひとりの発育、発達等の成長段階を見極め、ペースを考えながら、様々な物事をひとつずつ無理なく進め、出来たことの楽しさや喜びを味わえるようにしていく |
| 1歳児・りす | 保育士との信頼関係を持ちながら、安心できる環境の中で様々な事に興味を持ったり、好きな遊びを十分に楽しみ、自分の意思や欲求を表現することを覚えていく |
| 2歳児・うさぎ | 友だちに关心を持ち、同じ場所でルールを守って遊んだり、自分の思いを簡単な言葉や身体を使って表現し伝えるようになる 安定した生活リズムの中で身の周りのことを自分でしようとする |
| その他（年間行事） | 園で行う季節ごとの行事を体験し、人と関わり合う機会を作り、個性豊かな人格の形成に寄与するように努める |

11 給食等について

〈食育〉

季節の野菜の皮むきなど食品に触れる機会や行事に合わせた食事、毎日の保育園の給食から、食事を作る人を身近に感じ、美味しく食べ、「食べること」に関心と意欲を持つ子どもになってほしいと働きかけていきます。

「味わって食べる」・「みんなで食べる」・「旬のものを食べる」

〈給食の提供にあたって〉

- ・自園調理
- ・管理栄養士（外注）の作成した献立の提供
- ・食育の取組

〈アレルギー対応について〉

当園は、さいたま市が策定した「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、「パンピッコ西大宮保育園アレルギー対応マニュアル」を策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
- ・生活管理指導表の提出、除去食の提供

※ 献立表は、毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、食物アレルギー対応申出書として、別途配布の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師が記入したもの）」と食物アレルギー検査記録（写し）を添付して提出して下さい。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時に用意していただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・お布団一式
- ・帽子、靴

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん
- ・手拭きタオル、フェイスタオル（汗拭き等）
- ・オムツ、おしりふき
- ・着替え一式
- ・洗濯物を入れる袋
- ・ビニール袋（大・小数枚ずつ）
- ・連絡帳 等

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装
- ・ひもやフードなどの引っ掛けりやすい服は避けるようにしてください
- ・月齢に応じた服装
- ・すりばい時期：ロンパース ・一人立ちできるような時期：セパレート等
- ・収縮性のある服装（ジーパン布地は不可）

(4) その他ご用意いただくもの

時期が来たらお持ちいただくもの

- ・トレーニングパンツ
- ・食事用エプロン

13 登園・降園について

登園・降園にあたっては、次の点に留意して下さい

- ・玄関での引渡し（園バス送迎者を除く）
- 自家送迎の際には、子どもを預けた後、速やかに車移動していただきます
- ・欠席時の連絡
ルクミー連絡・7時30分以降に電話にて園に連絡（バス利用者はバス職員にも連絡）

14 保育園と保護者との連携について

保育は、保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら、家庭との連携を密にして保育を行います。

心配な事、分からぬ事などはいつでも職員にお尋ねください

- ・連絡帳の活用 ・ルクミーアプリ ・園便りの確認等

15 健康診断・健康管理

(1) 健康診断

さいたま市家庭的保育事業の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年6月さいたま市条例47号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律56号）に期待する健康診断に準じて実施しています。

- ・園児健康診断 全園児 2回（4月、10月）
- ・歯科検診 全園児 1回（5～6月）

(2) 健康管理、病気の時の対応

- ・体温測定 登園時・保育中
- ・発熱時の対応
- ・園での与薬
- ・伝染病対策として、治癒証明書の提出をお願いしています

16 感染症対策について

感染症及び食中毒が発生又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・園での予防対策
各保育室に手指消毒剤を設置し、保育室の清掃時に次亜塩素酸（ピューラックス）を使って消毒します
- ・感染症等発生時
症状に応じて保育室の出入りを制限もしくは封鎖、消毒等を行います
嘔吐物等を処理する際も、ビニール手袋等で保護し次亜塩素酸（ピューラックス）による消毒を綿密に行います

17 障害児保育について

障害の状況によって保育可能か個別的に判断させていただきます

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

当園では、保育の対象外です

19 嘴託医

当園は、下記の医療機関と委嘱医契約を締結しています。

① 小児科医

| | |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | 上尾ふれあいクリニック（旧関口医院） |
| 院長名 | 関口 俊二 |
| 所在地 | 上尾市平方 4422-2 |
| 電話番号 | 048-726-0435 |

② 歯科医

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | ひまわり歯科クリニック |
| 院長名 | 鈴木 康博 |
| 所在地 | さいたま市西区指扇 2645-1 |
| 電話番号 | 048-782-8114 |

20 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、提出いただきました保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先①、②に速やかに連絡いたします。

21 要望・苦情等に関する相談窓口

| | | | |
|----------------|-------------------------|------------------------|--------------------------------------|
| 苦情解責任者 (園長) | 苦情の受付・ 確認、記録 | 担当・解決責任者 角田 桂子 | ご利用時間 8:30~17:30 Tel 048-708-2749 |
| | 苦情の解決 | | fax 048-871-9907 |
| 第三者委員 | 苦情の解決に対する助言、 苦情の直接受付 | 高橋 清子 (社福・埼玉福祉事業協会) | TEL 048- 625-5100 |
| | | 松田 邦彦 | TEL 048- 623-2079 |

22 非常災害時の対策

| | |
|----------|---|
| 非常災害時の対応 | 別途定める消防計画書により対応する |
| 防災設備 | ・自動火災警報器 有 •誘導灯 有 ・ガス漏れ警報器 有 •非常警報装置 有 ・煙感知器 有 ・カーテン/敷物/建具等の防炎措置 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難・消火訓練は、毎月1回以上実施し、年2回自衛消防訓練通知を提出する |

23 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園は、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|------------------------|
| 保険の種類 | 保育園賠償保険・三井住友海上火災保険株式会社 |
| 保険の内容 | 賠償責任保険 一事故につき2億円 |

24 虐待防止にための措置

本園は、利用児童の人権の擁護、虐待防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、他の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

25 秘密保持

本園の職員及び職員であった者は正当な理由がなく、業務上知り得た利用子どもとその家族の秘密を洩らしません。他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、利用児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該児童保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合や別に定めのある場合を除きます。

26 記録の整備

園は、保育の提供にあたっての計画、保育に係る必要な事項の提供の記録、保育施設の運営に関する区への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を整備し、整備完結の日から5年間保存します。

27 連携施設

| 連携施設の種類 | 認可保育園、幼稚園（受入可能数） |
|---------|---|
| 施 設 名 | ① えがお三橋保育園（2名） ② みはし幼稚園大宮（3名） ③ 三橋はばたき保育園（3名） |
| 所 在 地 | ① さいたま市西区三橋6-654-2 ② さいたま市西区三橋5-628-1 ③ さいたま市西区三橋6-1239-1 |
| 連携協力の概要 | ① 保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿 ② 卒園後の受け皿 ③ 保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿 |

(別紙)

本園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

〈事業所〉 合同会社 リトルバンビ 代表社員 山田 幸夫 印

バンビっこ保育園 さいたま市西区西遊馬 426-1

私は、本書面に基づいて、バンビっこ西大宮保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和___年___月___日

保護者住所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

児童からみた続柄 _____

緊急時の連絡先

| | |
|-----------|-------|
| かかりつけ医療機関 | 医療機関名 |
| | 診療科 |
| | 主治医 |
| | 所在地 |
| | 電話番号 |
| 緊急連絡先① | 住所 |
| | 電話番号 |
| | 氏名 |
| | 続柄 |
| 緊急連絡先② | 住所 |
| | 電話番号 |
| | 氏名 |
| | 続柄 |